

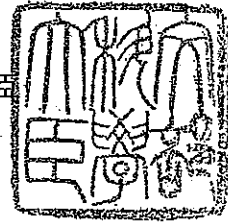


第 4 4 回原子力委員会
資料第 2・1 号

18学文科科第766号
平成19年10月26日

原子力委員会委員長 殿

文部科学大臣



国立大学法人京都大学原子炉実験所の原子炉設置変更 [研究用原子炉の変更]
について (諮問)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (以下「法」という。) 第26条第1項の規定に基づき、国立大学法人京都大学総長 尾池 和夫から平成18年12月28日付け京大研研2第62号 (平成19年10月19日付け京大研研2第36号をもって一部補正) をもって申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号 (経理的基礎に係る部分に限る。) に規定する基準に適合しているものと認められるので、法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求める。

第 169 号
受 19.10.26 付
内閣府政策統括官
(学術政策第一ページ/担当)

(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する承認の基準への適合について

本申請に係る変更は、京都大学原子炉実験所の原子炉施設(研究用原子炉)に関し、全炉心に装荷する燃料体を低濃縮のウランシリサイド・アルミニウム分散型燃料体とし、主要な核的制限値、熱的制限値及び使用済燃料の貯蔵設備の貯蔵能力を変更する等である。

さらに、使用済燃料の処分の方法の変更として、我が国が平和利用協定を締結している米国に引渡すことと変更するものである。

1. 法第24条第1項第1号(平和利用)

本申請については、

- ・原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(以下、「日米協定」という。)に基づいて米国に移転された当該使用済燃料の利用は、日米協定に基づき米国において平和的目的に限って行われること

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号(計画的遂行)

本申請については、

- ・国際的な試験研究炉燃料の低濃縮化に対応するためであること
- ・材料照射や教育訓練等を実施するとする使用の目的に変更はなく、人材の育成・確保として、「大学等に対しては、一般の工学教育等でのエネルギーや放射線に係る原子力基礎教育や、社会科学を含む知識・教養をも身に付け、原子力分野において創造性を発揮して技術革新を担っていくことのできる人材を育成する専門教育を実施していくことが期待されている。」と

する、我が国の原子力政策大綱に沿ったものであること
・材料照射や教育訓練等を実施するとする使用の目的に変更はなく、「基礎的・基盤的な研究開発活動は、我が国の原子力利用を分野横断的に支え、その技術基盤を高い水準に維持したり、新しい知識や技術概念を獲得・創出する目的で行われ、研究者・技術者の養成にも寄与するところが大きい。したがって、この段階の研究開発は、国や研究開発機関、大学によって、国際協力を効果的に活用しつつ、主体的に推進されるべきである。」とする、我が国の原子力政策大綱に沿ったものであること

から、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

3. 第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更に必要な資金は約5億円である。当該経費は文部科学大臣が認可した国立大学法人京都大学中期計画の平成16年度～平成21年度資金計画に基づき、京都大学経費をもって充当する計画としている。

このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎があるものと認められる。